

新県立大学に係る公立大学法人の設立について

H26. 9. 17

県立大学設立準備課

1 法人の基本的事項（案）

- (1) 設立団体 長野県
- (2) 業 務 新たに設置する県立4年制大学の運営
長野県短期大学の運営（閉学までの間）
- (3) 設置時期 平成30年4月1日予定
- (4) 理事長・学長 それぞれ別に置くこととする
- (5) 基本財産 大学の運営上必要な土地・建物は、県等が現物出資する

2 今後の主な検討事項

- (1) 名称
大学名、法人名
- (2) 運営・組織
 - ①理事長、学長のつかさどる事項
 - ②経営審議機関、教育研究審議機関のあり方
 - a. 経営又は教育研究部門に係る意思決定過程、大学運営の重要な事項を審議する経営審議機関、教育研究審議機関の構成
 - b. 大学における重要事項に係る審議機関と教授会との関わり方
- (3) 人事・給与
 - ①教職員が行う教育、研究、地域貢献等の活動を向上させる評価システムの構築
 - ②勤務・組織体系
 - a. 教員の定年、給与体系等労働条件
 - b. 効果的・効率的な組織と適正な人員配置
- (4) 財務・会計
 - ①運営費交付金
 - ②財産の移管
- (5) 中期目標
法人の基本理念、中長期的な目標の設定

3 今後のスケジュール（案）

- H28. 10 新県立大学設置認可申請
- H29. 9 定款の議案提出
- H29. 12 法人設立認可申請
中期目標議案提出
承継する財産の議案提出

（参考）定款記載事項【地方独立行政法人法 第8条関係】

- 1 目的
- 2 名称
- 3 設立団体
- 4 事務所の所在地
- 5 法人の別（地方独立行政法人）
- 6 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- 7 業務の範囲及びその執行に関する事項
- 8 公共的な施設の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公共的な施設の名称及び所在地
- 9 資本金、出資及び資産に関する事項
- 10 公告の方法
- 11 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

＜参考＞ 公立大学法人設立に係る基本的事項（法定事項）

※法定事項は、記載のない限り地方独立行政法人法の規定による

1 法人の運営・組織

（1）理事長【第12～15、71条】

法人を代表し、その業務を総理

任命：知事が任命

任期：4年以内（再任可）

（2）役員【第12～15、71、74条】

①副理事長（大学の学長）

任命：理事長が任命

任期：（3）学長に同じ

②理事

任命：理事長が任命

任期：4年以内（再任可）

③監事

任命：知事が任命

任期：4年以内（再任可）

（3）学長【第71～72、74条】 教育研究機関の校務をつかさどり、所属職員を統督する（学校教育法92条）

任命：学長選考機関の議を経て、理事長が任命

任期：2年以上6年以内

〔注．法人設立後最初の学長は以下のとおり
任命：学長選考機関によらず、理事長が任命
任期：6年以内〕

（4）経営審議機関・教育研究審議機関【第77条】

①経営審議機関

設置目的：経営に関する重要事項審議

構成：理事長、副理事長その他の者から選任

②教育研究審議機関

設置目的：教育研究に関する重要事項審議

構成：学長、学部長その他の者から選任

（5）学長選考機関【第71条】

大学に設置

設置目的：学長の選考

構成：経営審議機関を構成する者から選出された者及び教育研究評審議機関を構成する者から選出された者

2 目標・評価制度

(1) 中期目標：法人の基本理念、中長期的な目標【第 25、78 条】

作成手続：知事が作成し、法人及び評価委員会の意見を聞き、議会の議決を経て策定

内容：①中期目標の期間（6年間）

- ②教育研究等の質の向上に関する事項
- ③業務運営の改善等に関する事項
- ④財務内容の改善に関する事項
- ⑤教育研究並びに組織運営の状況についての自己点検評価及び当該状況に係る情報提供に関する事項
- ⑥その他運営に関する重要事項

(2) 中期計画：中期目標を実現するための計画【第 26 条】

作成手続：法人が作成し、知事が認可

内容：①教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ②業務運営の改善等に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ③予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
- ④短期借入金の限度額
- ⑤重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ⑥剰余金の使途
- ⑦その他設立団体の規則で定める運営に関する事項

(3) 評価委員会【第 11 条】

法人の業務実績を評価するため、県の附属機関として条例により設置

3 財務会計制度

(1) 会計原則【第 33 条】

企業会計原則を原則とする

(2) 財産【第 6、66～67 条】

重要な財産：県は法人の資本金の額の 2 分の 1 以上に相当する額を出資

財産の承継：現在大学が使用している物品・設備等の財産については、法人化後も必要な財産は議会の議決を経て承継又は貸付

(3) 財源措置【第 42 条】

県は、その業務の財源に充てるために必要な金額（運営費交付金など）を交付することができる

(4) 料金の上限【第 23 条】

学生納付金等は、議会の議決を経て、知事の認可を受けた上限の範囲内で法人が設定

(5) 財務諸表【第 34 条】

貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類を毎年度作成し、設立団体の長に提出

(6) 監査体制【第 35 条】

会計監査人が監査を実施（法定、但し規模が基準に達していない法人を除く）

(7) 利益の処理【第 40 条】

知事の承認を得て、中期計画に定めた使途に充当可能